

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(適合証なしの場合)		認定申請	計画変更認定申請
一戸建て住宅			
誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	20,700	14,300
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	22,200	15,100
仕様計算併用法	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	30,100	21,100
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	33,200	23,300
標準計算法	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	40,200	28,300
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	44,900	31,500
一戸建て住宅以外			
住宅部分			
誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	38,700	26,800
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	66,900	46,500
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	120,000	84,800
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上のもの	183,000	127,000
仕様計算併用法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	59,800	42,000
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	100,000	70,500
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	175,000	122,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	256,000	179,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	304,000	213,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	354,000	248,000
標準計算法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	81,000	56,800
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	135,000	94,600
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	229,000	161,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	329,000	231,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	390,000	273,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	449,000	314,000
非住宅部分			
モデル建物法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	102,000	71,600
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	129,000	91,100
	当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	171,000	119,000
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	276,000	193,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	361,000	253,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	434,000	304,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	509,000	357,000
標準計算法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	266,000	186,000
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	334,000	234,000
	当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	431,000	301,000
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	615,000	430,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	758,000	531,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	896,000	627,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	1,020,000	715,000

備考(概要)

大臣認定の評価方法により非住宅部分を評価した場合は標準入力法による場合の手数料を適用する。

手数料算定上の床面積には常時外気に開放された部分の床面積を含む。

非住宅部分の一部に工場等の用途を含む場合、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

一戸建て住宅以外の住宅の場合の床面積は、住戸部分と共用部分の床面積の合計とする。ただし、仕様基準、誘導仕様基準による評価の場合、共用部分が無い場合、共用部分を評価しない場合には当該共用部分の床面積を加算しない。

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。

複数建築物の認定申請の場合、申請対象建築物の手数料額と他の建築物の手数料額を合算した額とする。

複数建築物の認定申請において、申請対象建築物と他の建築物を同様の方法により評価した場合、他の建築物の手数料額は適合性判定の適合証添付の場合の手数料(この表と同じ)を適用する。ただし、変更申請において、他の建築物が新たに追加される場合は性能向上認定額を適用する。

※適合証が添付される場合は、金額が変わります。

※詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。